

## 1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて指導を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を講じることに主眼を置いて実施する。

## 2 指導の重点項目

### (1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

### (2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じているか。
- ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業者等において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行われているか。

### 3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- (5) 帳簿種類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (7) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

### 4 指導実施計画

#### (1) 対象事業者等

西東京市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要領（29 西健生 665 号。以下「実施要領」という。）第 1 に規定する事業者等のうち、市が所轄する社会福祉法人が運営する事業者等を対象とする。

#### (2) 指導の実施形態等

##### ア 実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地において実施する。また、必要に応じ、事業者等の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

##### イ 実施単位

事業又は施設を単位として実施する。なお、当該指導と併せて、社会福祉法人に係る検査を実施するように努めるものとする。

##### ウ 班編成

1 検査班当たり、原則として 3 名以上で構成するものとし、施設又は事業所の規模・内容、事案の性質に応じ、適宜人選するものとする。

##### エ 実施通知

原則として指導監査実施日の概ね 14 日前までに通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮することができる（当日通知を含む。）。

##### オ 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、実施要領第 4 の規定による実施計画に基づき決定する。

##### カ 選定方針

原則として平成 31 年 4 月 1 日時点で現存する事業者等であって、市が所轄する社会福祉法人が運営する事業者等から選定する。

### 5 指導基準

東京都との平準化を図るため、東京都が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導検査基準」に準じて指導を実施する。

## 6 関係機関との連携

- (1) 指導監査の実施にあたっては、東京都が行う当該事業者等に対する指導監査と合同で実施するなど、必要な連携を行う。
- (2) 関係部署等と連携し、必要に応じ機動的に指導を実施する。

### 附 則

この方針は 令和元年6月1日から適用する。